

1. 開会日時・場所

日時 令和4年2月25日(金) 午後2時00分  
場所 三原市役所本庁舎3階 301・302会議室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	—	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

14番 花山 哲男

3. 議事録署名人

4番 佐々木 昭和 17番 林 壽彦

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周  
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第10号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第11号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第13号議案 非農地証明申請について  
第14号議案 農用地利用集積計画について  
第15号議案 農用地利用配分計画について  
第16号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第2回総会は成立しております。

なお、14番 花山委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番 佐々木委員、17番 林委員を指名します。

議長

はじめに、本日の総会の運営についてお諮りします。

新型コロナウイルス感染症に関して、まん延防止重点措置の期限が3月6日まで延長されました。

このため、総会の運営について、第1回定例総会と同様に地元委員の調査報告の省略及び事務局の説明の簡略化により、開催時間を短縮したいと考えています。

このような議事進行をすることについて、賛同いただける方の挙手をお願いします。

- 議 長 挙手全員であります。  
よって、報告・説明等を簡略化して本日の総会を運営します。
- 議 長 それでは、申請に基づく議題に入ります。  
議事日程は、日程第1を第9号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第14号議案から日程第7第15号議案を先に審議します。  
議案書をご覧ください。
- 議 長 日程第6 第14号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第14号議案に係る資料14の第1番から第23番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書20ページをご覧ください。第14号議案農用地利用集積計画について説明します。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。  
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は、議案書の中で記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
〇〇地域から件数9件、筆数13筆、面積28,760㎡  
〇〇地域から件数8件、筆数10筆、面積31,552㎡が提出されています。  
なお、利用権を設定する農用地については、資料14の2ページに記載しています。  
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 これからは個別に審議します。  
はじめに、農用地利用集積計画、第15番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長 それでは、担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。第15番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積3,954㎡です。〇〇より農地中間管理機構に貸し付けるものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第15番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
〇〇番委員は入室してください。
- ・・・委員入室・・・

- 議 長 続いて議事を進行します。  
農用地利用集積計画の第 15 番を除く、第 1 番から第 23 番を審議します。  
それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。  
〇〇地域で件数 9 件、筆数 13 筆、面積 28,760 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 7 件、筆数 9 筆、面積 27,598 m<sup>2</sup>を申請者より農地中間管理機構に貸し付けるものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 15 番を除く第 1 番から第 23 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画について、第 1 番から第 23 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第 7 第 15 号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第 15 号議案に係る資料 15 の第 1 番から第 23 番について審議します。  
本議案も、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により 2 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 21 ページをご覧ください。第 15 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。  
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。  
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
〇〇地域から件数 1 件、筆数 13 筆、面積 28,760 m<sup>2</sup>  
〇〇地域から件数 1 件、筆数 10 筆、面積 31,552 m<sup>2</sup>について意見を求めます。  
利用権を設定する農地については、資料 15 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。  
以上で全体説明を終わります。
- 議 長 これからは個別に審議します。  
はじめに、農用地利用配分計画、第 1 番から第 13 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。  
  
・・・委員退席・・・
- 議 長 それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。第 1 番から第 13 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 13 筆、面積 28,760 m<sup>2</sup>を農事組合法人〇〇が受けるものです。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第 1 番から第 13 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。  
農用地利用配分計画の第 14 番から第 23 番を審議します。  
それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 14 番から第 23 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 10 筆、面積 31,552 m<sup>2</sup>を〇〇が受けるものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

18 番 受け手の〇〇さんの情報をもう少しくください。年齢や総人数、一人でされるのか、その辺をちょっと教えてください。

事務局 〇〇さんは、本郷町に住まれている認定農業者です。水稻を主に栽培しています。この度、3.5ha を目指して農地中間管理機構に集積をされました。

議 長 よろしいですか。その他質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第 14 番から第 23 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用配分計画について、第 1 番から第 23 番は、全て原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第 1 第 9 号議案を上程します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 4 件から第 24 件を審議します。  
本議案も、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により 2 回に分けて審議します。  
はじめに、第 8 件から第 11 件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。第 9 号議案、農地法第 3 条による許可申請について、第 8 件から第 11 件を説明します。  
第 8 件、第 9 件、第 11 件は、〇〇が、相手方の要望を受け譲り受けるものです。  
第 10 件は、農事組合法人〇〇が、耕作規模拡大のため譲り受けるものです。

申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
第8件から第11件の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました農地法第3条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 引き続き議事を進行します。農地法第3条の規定による許可申請、第8件から第11件を除く、第4件から第24件について審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第8件から第11件を除く許可申請について説明します。  
申請件数は17件で、全て所有権の移転を行うものです。  
第5件は、第1回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。  
申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました農地法第3条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第4件から第24件は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第10号議案を上程します。  
農地法第4条の規定による許可申請について、第5件から第7件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをお開きください。第10号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

申請件数は3件です。転用目的の内訳は、住宅1件、墓地2件です。

許可基準について、第5件は第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第6件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第7件は、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することができないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請、第5件から第7件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第5件については、農地法第4条第5項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第3 第11号議案を上程します。  
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件から第4件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書14ページをお開きください。第11号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。  
第2件と第3件は、建設資材置場として使用するため、当初、有限会社〇〇が5条許可を受けましたが、グループ会社である株式会社〇〇が事業を実施することとなったため、事業計画を変更するものです。  
事業計画変更後の農地転用については、第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請の第26件、第27件において審議いただきます。  
第4件は、〇〇株式会社が5条許可を受けて建築した住宅を〇〇と〇〇が購入することになりましたが、区画整理事業施工中により地目変更が行えないため、事業計画を変更するものです。  
事業計画変更後の農地転用については、第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請の第16件において審議いただきます。  
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
転用許可後の事業計画変更承認申請、第2件から第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第4 第12号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第11件から第27件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書15ページをお開きください。第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
はじめに、議案書の修正をお願いします。  
第14件、〇〇と株式会社〇〇による太陽光発電施設への転用事案ですが、申請者から、

近隣住民と事業に係る調整を行うため審議を保留してほしい旨、連絡がありましたので、審議保留とさせていただきます。

申請件数は16件です。転用目的の内訳は、住宅2件、資材置場5件、駐車場1件、太陽光発電施設7件、イベント広場1件です。

許可基準について、第16件は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第21件は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、第11件・第12件・第17件は、許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第5条の規定による許可申請、第14件を除く第11件から第27件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は第14件を除き原案のとおり許可決定することに決しました。  
可決されました第21件、第26件、第27件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第5 第13号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第5件から第6件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをお開きください。第13号議案 非農地証明申請について説明します。  
申請件数は2件です。  
第5件、第6件とも長期間の耕作放棄により、現況地目：原野として申請されています。  
申請地はいずれも、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請、第5件から第6件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次、日程第 8 第 16 号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第 2 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 22 ページをご覧ください。第 16 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて説明します。  
第 2 件は、久井町羽倉の農地について、特例区域設定の申し出があったものです。  
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号「空き家に付随する農地であること」に該当します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件  
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 4 件  
○農地法第 5 条の規定による許可不要案件 3 件  
○農地転用(農業用施設)届出受理 2 件  
○事業計画変更届出受理 1 件  
○取下願 1 件  
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 1 件  
  
2 その他  
○今後の日程  
令和 4 年第 3 回定例総会 3 月 25 日(金) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。